

議案第1号

屋外広告物の規制地域等の指定

屋外広告物の規制地域等を次のように指定する。

1 指定理由

一般国道115号（東北中央自動車道相馬福島道路）の一部区間（相馬山上インターチェンジ～相馬インターチェンジ）の供用開始に伴い、当該区間を含む相馬インターチェンジ～霊山インターチェンジ間について道路用地の境界線から両側500メートル以内の区域を第二種特別規制地域等に指定し、また、両側1,000メートル以内の区域を第一種普通規制地域等に指定するものです。

2 指定地域

(1) 第二種特別規制地域等（福島県屋外広告物条例第3条第9号の規定による地域）

(現行)

路線名	区 間		区 域
	始 点	終 点	
一般国道115号	耶麻郡猪苗代町字津金沢43番2地先（猪苗代町道本町今泉線交差点）	耶麻郡猪苗代町大字堅田字宮西1070番1地先（国道49号交差点）	道路用地の境界線から両側100メートル以内の区域
	<u>相馬市山上字小田原300番11地先（相馬山上インターチェンジ入口）</u>	伊達市霊山町下小国字山岸13番1地先（霊山インターチェンジ出口）	道路用地の境界線から両側500メートル以内の区域

(改正案)

路線名	区 間		区 域
	始 点	終 点	
一般国道115号	耶麻郡猪苗代町字津金沢43番2地先（猪苗代町道本町今泉線交差点）	耶麻郡猪苗代町大字堅田字宮西1070番1地先（国道49号交差点）	道路用地の境界線から両側100メートル以内の区域
	<u>相馬市栗津字長沢89番1地先（相馬インターチェンジ入口）</u>	伊達市霊山町下小国字山岸13番1地先（霊山インターチェンジ出口）	道路用地の境界線から両側500メートル以内の区域

(2) 第一種普通規制地域等（福島県屋外広告物条例第5条第1号の規定による地域）

(現行)

路線名	区 間		区 域
	始 点	終 点	
一般国道115号	相馬市中村塚の町6番1地先（国道6号交差点）	耶麻郡猪苗代町大字堅田字宮西1070番1地先（国道49号交差点）	道路用地の境界線から両側1,000メートル以内の区域
	<u>相馬市山上字小田原300番11地先（相馬山上インターチェンジ入口）</u>	伊達市霊山町下小国字山岸13番1地先（霊山インターチェンジ出口）	

(改正案)

路線名	区 間		区 域
	始 点	終 点	
一般国道115号	相馬市中村塚の町6番1地先（国道6号交差点）	耶麻郡猪苗代町大字堅田字宮西1070番1地先（国道49号交差点）	道路用地の境界線から両側1,000メートル以内の区域
	<u>相馬市栗津長沢89番1地先（相馬インターチェンジ入口）</u>	伊達市霊山町下小国字山岸13番1地先（霊山インターチェンジ出口）	